

## 別添資料

- 別添① 【総務省】 会計年度任用職員に係る政府決定文書における記載
- 別添② 【総務省】 「会計年度任用職員の経験を活かす採用試験等の取組事例集」の送付について（抜粋）…愛知県大府市「ディスカバリー採用」
- 別添③ 【総務省】 令和8年度の地方財政の見通し・予算編成上の留意事項等について（事務連絡）（抜粋）…会計年度任用職員に関わる記載部分
- 別添④ 【総務省】 大量雇用変動が生じる場合の大量離職通知書の提出の徹底について（通知）（2026年1月23日）
- 別添⑤ 【内閣府】 地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況（令和7年度）（抜粋）…市区町村における男女共同参画の宣言の状況
- 別添⑥ 【厚生労働省】 地方公共団体からの大量離職通知書の提出状況

## 会計年度任用職員に係る政府決定文書における記載

### 経済財政運営と改革の基本方針2025 (骨太方針2025) (令和7年6月13日閣議決定)

#### 第2章 賃上げを起点とした成長型経済の実現

#### 2. 地方創生2.0の推進及び地域における社会課題への対応

#### (1) 地方創生2.0の推進 ～令和の日本列島改造～

#### ① 安心して働き、暮らせる地方の生活環境の創生

地方を守る防災力の強化、地方公共団体における国家資格を持つ等専門分野に従事する者を含め会計年度任用職員の処遇改善や能力実証を経た常勤化など在り方の見直しを進める。

### 地方創生2.0基本構想 (令和7年6月13日閣議決定)

#### 第3章 地方創生2.0の起動

#### 6. 政策パッケージ

#### (1) 安心して働き、暮らせる地方の生活環境の創生

#### ② 魅力ある働き方・職場の創出

#### iii. 地方公共団体の働き方・職場改革の推進

地域の中の主要な職場の一つである地方公共団体自身の働き方・職場改革を推進する。副業・兼業を希望する職員の環境整備に加え、地方公務員全体の約2割を占める会計年度任用職員を含めた「働きがい」と「働きやすさ」の確保に向けて、これまでの法改正等を踏まえ適正な処遇の確保・改善に取り組むとともに、職務経験等を考慮した適切な給与水準の決定や、能力実証を経た会計年度任用職員の常勤化の普及促進を図る。

### 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版 (令和7年6月13日閣議決定)

#### VI. 人への投資・多様な人材の活躍推進

#### 2. 多様な人材の活躍推進

#### (4) 女性の活躍推進

特に地方におけるアンコンシャス・バイアスが女性の職場での活躍への制約や若い女性の流出につながっているとの現状を踏まえ、地域の働き方・職場改革を起点として、地域社会の変革に取り組む自治体を国が支援し、男女ともに「働きがい」と「働きやすさ」が実感でき、活躍できる地域社会を実現していく。その際、地域の中の主要な職場である自治体自身の働き方・職場改革として、会計年度任用職員の処遇改善や能力実証を経た常勤化の推進等に併せて取り組む。



## 会計年度任用職員等に的を絞り、他の採用枠と区分

### 試験概要

試験名称	ディスカバリー採用 (会計年度任用職員等経験者採用)
募集職種・採用予定数	【R6年実施時】 一般行政職 (一般事務) : 若干名 【R7年実施時】 保育職 (経験者) : 若干名
試験・選考内容	一次 面接試験、二次 面接試験
主な受験資格	【R6年実施時】 次の要件ア及びイを満たす者 ア 昭和44年4月2日以降に生まれた者で、大学院、4年制大学、短大、高専などまたは高等学校を卒業した者 (令和7年4月1日時点で55歳まで) イ 令和7年4月1日時点で、会計年度任用職員、任期付職員又は非常勤職員で秀でた知識、技術を有し、国際交流、広報に関する勤務経験が3年以上ある者 (見込みの者を含む) ※ 勤務経験は、週の勤務時間が25時間以上である雇用の期間で、同一の地方公共団体等の勤務経験が1年以上継続している場合に限り通算できる。 【R7年実施時】 次の要件ア及びイを満たす者 ア 昭和50年4月2日以降に生まれた者で、大学院、4年制大学、短大、高専などまたは高等学校を卒業した者 (令和8年4月1日時点で50歳まで) イ 令和8年4月1日時点で、保育士資格を有し、かつ会計年度任用職員、任期付職員又は非常勤職員で保育所等における保育士等としての勤務経験が5年以上ある者 (見込みの者を含む) ※ 勤務経験は、週の勤務時間が25時間以上である雇用の期間で、同一の地方公共団体等の勤務経験が1年以上継続している場合に限り通算できる。

### 採用実績

実施年度	申込者数	受験者数	合格者数	採用者数	備考
令和4年度	—	—	—	—	未実施
令和5年度	—	—	—	—	未実施
令和6年度	2人	2人	2人	2人	採用者は、2名とも元・会計年度任用職員

9

### 実施に至った経緯

- 市で強く推進している国際交流や広報、子育てなどの各分野において、現在会計年度任用職員等として活躍している人材を常勤職員として任用することで、幅広く人材の確保をしていくため導入。

### 受験資格等の設定の考え方

- ①民間企業経験者については、通常の一般行政職の経験者枠で応募ができること、②本市には優秀な会計年度任用職員の方を常勤職員として積極登用していく方針があること、の2点の理由から、民間企業における勤務経験は対象とせず、会計年度任用職員等に限定した勤務経験年数を対象としている。
- 常勤職員としての勤務経験年数は対象外としているが、常勤職員としての勤務経験がある方については、他の経験者枠での応募が可能であり、あくまで会計年度任用職員等の方でも常勤職員になれる機会の創出という点にフォーカスした採用枠として、他の採用枠と区分している。

### 周知方法

- 市HPに募集要項を掲載するほか、対象分野で勤務している会計年度任用職員に対して個別案内を実施。

### 団体におけるこの試験区分の評価

- 今後も推進していく専門的分野において優秀な人材の採用につながり、実施の目的を達成することができている。
- 採用者からは、現在の専門的な分野について、常勤職員になることでより深く追求することができる立場になれることは嬉しいという声があるほか、常勤職員になると他の分野での勤務の可能性もあるため、新たに挑戦する機会についてもポジティブに捉えている様子が伺える。
- 今後、他の分野や職種についても、必要に応じてこの募集枠を活用したいと考えている。

●1月23日に総務省が発出した「令和8年度の地方財政の見通し・予算編成上の留意事項等について」…会計年度任用職員に関する記述の抜粋

総務省自治財政局財政課

令和8年度の地方財政の見通し・予算編成上の留意事項等について

17 地方公務員の臨時・非常勤職員については、令和2年4月1日に導入された会計年度任用職員制度の趣旨に沿って、勤務の内容に応じた任用・勤務条件を確保するため、全ての臨時・非常勤の職について、「会計年度任用職員制度の適正な運用等について」（令和7年12月25日付け総務省自治行政局公務員部長通知）等に基づき、制度の適正な運用を図っていただきたい。その際、次の事項にご留意いただきたい。

- (1) 会計年度任用職員の給与等については、処遇改善の取組が進んでいることを踏まえ、令和8年度地方財政計画において、一般行政経費（単独）から給与関係経費に移し替えて計上することとしていること。
- (2) 令和7年人事委員会勧告に伴う給与改定に要する経費について、地方財政計画に800億円程度を計上し、地方交付税措置を講ずることとしていること。

⑦ 会計年度任用職員の給与等については、一般行政経費（単独）から給与関係経費に移し替え、給与改定の影響額800億円程度も含め、1兆9,600億円程度を計上することとしていること。

総行公第8号  
令和8年1月23日

各都道府県総務部長  
(人事担当課、市町村担当課、区政課扱い)  
各指定都市総務局長  
(人事担当課扱い)

} 殿

総務省自治行政局公務員部  
公務員課長  
(公印省略)

大量雇用変動が生じる場合の大量離職通知書の提出の徹底について (通知)

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和41年法律第132号)第27条第1項に規定する大量雇用変動が生じる場合、各地方公共団体においては、同条第2項に基づき、大量離職通知書(以下「通知書」という。)を公共職業安定所(以下「安定所」という。)に対して、提出するものとされています。

このことについて、「大量雇用変動が生じる場合の対応について」(令和5年6月28日付事務連絡)及び「大量雇用変動が生じる場合の大量離職通知書の提出について(通知)」(令和7年2月21日付総行公第23号)においても、適切な対応を要請しているところですが、このたび、別添のとおり、厚生労働省職業安定局首席職業指導官から、依然として、通知書の提出を行わなかった地方公共団体や、定められている提出期限後に通知書の提出を行った地方公共団体が見受けられるとして、改めて、各都道府県労働局職業安定部長あてに通知が発出されるとともに、地方公共団体への周知依頼がありました。

つきましては、各地方公共団体におかれては、大量雇用変動が生じる場合は、安定所に対する通知書の提出を適切に行っていただくよう、改めてお願いいたします。なお、制度の詳細については、各安定所にお問い合わせください。

各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村等に対しても速やかにこの旨を周知いただきますようお願いいたします。

なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市区町村に対して本通知についての情報提供を行っていること、並びに本通知は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第59条(技術的助言)及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4(技術的な助言)に基づくものであることを申し添えます。

別添

職総発 0123 第 2 号  
令和 8 年 1 月 23 日

総務省自治行政局  
公務員部公務員課長 殿

厚生労働省職業安定局総務課長  
(公 印 省 略)

### 大量離職通知書の提出に係る地方公共団体への周知依頼について

日頃より職業安定行政にご協力いただき感謝申し上げます。

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）第27条第1項に規定する大量雇用変動が生じる場合、国又は地方公共団体においては、同条第2項に基づき、大量離職通知書（以下「通知書」という。）を公共職業安定所（以下「安定所」という。）に対して、提出するものとされているところです。

令和5年度に続き令和6年度においても、貴課からも、地方公共団体に対して、制度の周知にご協力いただいたところですが、依然として、通知書の提出を行わなかった地方公共団体や定められている提出期限後に通知書の提出を行った地方公共団体が見受けられたところです。

こういった状況を踏まえ、地方公共団体に対する制度の周知について、改めて各都道府県労働局職業安定部長宛て指示を行ったところです。

貴課におかれましても、改めて各都道府県並びに市区町村等に対して、大量雇用変動が生じる場合は、安定所に対する通知書の提出を適切に行っていただくよう、制度の周知にご協力いただきますようお願いいたします。

#### 【担当】

厚生労働省職業安定局総務課  
首席職業指導官室 職業紹介第三係  
TEL:03-5253-1111(内線 5669、5690)  
E-mail : [syokai@mhlw.go.jp](mailto:syokai@mhlw.go.jp)

別添⑤ 参考13) 抜粋資料（出所：内閣府）

14 市区町村における男女共同参画の宣言の状況

(2025年4月1日現在)

都道府県	市区町村数 (a)	男女共同参画宣言の実施状況		
		宣言 市区町村数 (b)	実施率 (%) (b/a)	市区町村名
北海道	179	2	1.1	釧路市, 苫小牧市
青森県	40	3	7.5	青森市, 八戸市, 野辺地町
岩手県	33	1	3.0	大船渡市
宮城県	35	2	5.7	気仙沼市, 柴田町
秋田県	25	9	36.0	秋田市, 能代市, 横手市, 男鹿市, 由利本荘市, 潟上市, 大仙市, にかほ市, 羽後町
山形県	35	6	17.1	山形市, 村山市, 天童市, 大江町, 川西町, 白鷹町
福島県	59	2	3.4	会津若松市, 郡山市
茨城県	44	12	27.3	水戸市, 土浦市, 古河市, 結城市, 牛久市, つくば市, 潮来市, 守谷市, 筑西市, つくばみらい市, 美浦村, 阿見町
栃木県	25	10	40.0	足利市, 栃木市, 佐野市, 鹿沼市, 日光市, 小山市, さくら市, 下野市, 芳賀町, 野木町
群馬県	35	1	2.9	館林市
埼玉県	63	8	12.7	熊谷市, 鴻巣市, 入間市, 新座市, 桶川市, 北本市, 嵐山町, 上里町
千葉県	54	1	1.9	我孫子市
東京都	62	15	24.2	杉並区, 豊島区, 八王子市, 立川市, 三鷹市, 府中市, 昭島市, 町田市, 小金井市, 小平市, 日野市, 東村山市, 東大和市, 東久留米市, 羽村市
神奈川県	33	2	6.1	相模原市, 綾瀬市
新潟県	30	1	3.3	上越市
富山県	15	4	26.7	高岡市, 黒部市, 砺波市, 小矢部市
石川県	19	5	26.3	金沢市, 七尾市, 小松市, 加賀市, 白山市
福井県	17	9	52.9	福井市, 敦賀市, 勝山市, 鯖江市, 越前市, 坂井市, 永平寺町, 南越前町, 越前町
山梨県	27	6	22.2	甲府市, 都留市, 南アルプス市, 北杜市, 笛吹市, 甲州市
長野県	77	3	3.9	塩尻市, 南箕輪村, 飯綱町
岐阜県	42	2	4.8	大垣市, 各務原市
静岡県	35	16	45.7	伊東市, 島田市, 富士市, 焼津市, 掛川市, 藤枝市, 御殿場市, 袋井市, 湖西市, 御前崎市, 菊川市, 伊豆の国市, 清水町, 小山町, 吉田町, 森町
愛知県	54	1	1.9	江南市
三重県	29	8	27.6	津市, 四日市市, 伊勢市, 松阪市, 鈴鹿市, 名張市, 志摩市, 伊賀市
滋賀県	19	2	10.5	大津市, 栗東市
京都府	26	1	3.8	久御山町
大阪府	43	5	11.6	堺市, 豊中市, 泉南市, 四條畷市, 大阪狭山市
兵庫県	41	2	4.9	宝塚市, 加西市
奈良県	39	2	5.1	生駒市, 香芝市
和歌山県	30	1	3.3	上富田町
鳥取県	19	2	10.5	鳥取市, 倉吉市
島根県	19	5	26.3	松江市, 出雲市, 江津市, 雲南市, 邑南町
岡山県	27	4	14.8	倉敷市, 玉野市, 総社市, 真庭市
広島県	23	5	21.7	呉市, 竹原市, 大竹市, 安芸高田市, 熊野町
山口県	19	2	10.5	宇部市, 山陽小野田市
徳島県	24	1	4.2	鳴門市
香川県	17	2	11.8	高松市, 丸亀市
愛媛県	20	1	5.0	新居浜市
高知県	34	0	0.0	
福岡県	60	12	20.0	久留米市, 八女市, 行橋市, 筑紫野市, 春日市, 大野城市, 福津市, 糸島市, 那珂川市, 糸田町, 苅田町, 築上町
佐賀県	20	1	5.0	伊万里市
長崎県	21	4	19.0	長崎市, 佐世保市, 波佐見町, 佐々町
熊本県	45	11	24.4	八代市, 荒尾市, 水俣市, 菊池市, 上天草市, 宇城市, 天草市, 合志市, 大津町, 菊陽町, 益城町
大分県	18	2	11.1	別府市, 豊後大野市
宮崎県	26	1	3.8	延岡市
鹿児島県	43	3	7.0	鹿児島市, 薩摩川内市, 天城町
沖縄県	41	6	14.6	那覇市, 宜野湾市, 石垣市, 豊見城市, うるま市, 南城市
計	1,741	204	11.7	

地方公共団体からの大量離職通知書の提出状況

年月	提出件数	離職者数 (非常勤職員※)
2023年4月	0	0
5月	0	0
6月	0	0
7月	1	33
8月	0	0
9月	2	78
10月	0	0
11月	1	86
12月	0	0
2024年1月	0	0
2月	1	52
3月	242	29,830
総計	247	30,079

※ ここでいう非常勤職員には、地方公務員法の「会計年度任用職員」のほか「短時間勤務の職」に当たる職員が含まれている場合がある。

注) 大量離職通知書は、1つの事業所において1か月以内に30人以上の離職者が生じる場合に提出されるものであること、また、※に記載のとおり「短時間勤務の職」に当たる職員が含まれている場合があることから、「会計年度任用職員」の離職状況を正確に示すものではないことに留意。